

公益財団法人東京都都市づくり公社が締結する契約から 暴力団関係者を排除する取組について

公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）では、公社の契約から暴力団関係者を排除する仕組みを整備し、その資金源を遮断する必要があるため、下記のとおり取り組んでいくこととする。

記

○ 暴力団関係者排除対象契約範囲

暴力団関係者の排除の対象契約を、工事請負契約をはじめ売買、貸借、請負その他の契約とし、公社の締結する全ての契約から暴力団関係者の排除措置を講じていく。

○ 排除措置対象者

排除措置の対象となる者を「暴力団等が実質的に経営を支配する有資格者」のみならず「暴力団等と密接な交友関係を有する有資格者等」にするとともに、暴力団関係者を的確に公社の契約から排除する。

○ 排除措置の強化

排除措置の対象者については、措置を決定した日から1年を経過し、措置の対象となった事実が解消されたことが確認できるまでの間、公社の契約から排除する。

なお、暴力団等が実質的に経営を支配している場合にあつては、排除の期間を2年以上とし、かつ契約締結済の案件がある場合には契約を解除する。

また、措置の対象とされた有資格者は、公社の契約からの排除に加えて、公社の契約の下請負人等からも排除する。

○ 暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告

受注者が暴力団関係者から不当介入を受けた場合（下請負人等が不当介入を受けた場合も含む。）、当該事実の警視庁への通報と公社（発注者）への報告を行わせる。

また、受注者が警視庁への通報又は公社（発注者）への報告を正当な理由がなく怠った場合には、公社の契約から排除する。